

御本尊の御取り扱いについて

《文献とその管見》

山口 範道

本尊問答抄に曰く「本尊とは勝れたるを用うべし」、目的が成仏であれば、仏の決定せられたもので、三世十方の諸仏菩薩の証明する最勝無上のものでなくてはならない。

文底秘抄に引文して曰く「たとい発心真実ならざる者も正境に縁すれば功德猶多し、若し正境に非ずんば、たとい偽妄なきも亦種とならず、故にすべからく本尊を簡んで以て信行を励むべし」、大衆は愚にして賢なりと云うが、宗教に無智の衆生は余りにも多い。日有上人曰く「当宗は能所共に一文不通の愚人の上に建立されたる宗旨である」と、ために本尊の正邪を論判することは弘教の根本の掟である。

日淳上人曰く「宗教の正邪は本尊によって決定せられなければならない」（淳全九八六）

破邪顕正の折伏行の究極は、本尊の正邪を論義論正することである。

当宗は六百年來、戒壇大御本尊を信仰奉り、御開山上

人より已來血脈にある歴代法主人直授相伝御書写の本尊を中心に、以て大聖人の正義を伝持し来っているのであり、当宗の他宗に勝出するところは、総本山から末寺信徒宅に至る迄、宗祖開山の御本尊御取り扱いの制規に則り疑義なき本尊を安置奉っていることである。

御法主上人を中心に、この制戒を守るとは正法正義を守ることであり、血脈の正統と清浄を伝持することである。

正統正系にある僧俗は弘法の立場に於いてその異なる面があつても、共に大聖人の信者である。

（大聖人は両巻抄に「師弟は三世常恒不変の約束なり」と、又最蓮房抄に「在々諸の仏土に師と俱に生ぜん」と説かれ、日寛上人は「師弟俱に三世常住なり」（四―二五四）と説かれている。）

数百年來の御本尊取り扱いの厳戒を堅固に伝持するために宗祖開山已來の之がための制規についての光言を再拜して認識を深め護法と己の信心のための糧にしたいと思ふのである。

*

唯授一人血脈相伝にあらせられる歴代法主人の御開扉特別御説法に曰く「当宗に於いて授与する処の御本尊は一切衆生に下し置かれたる此（戒壇）の御本尊の御内

証を代々の貫主職一器の水を一器に瀉すが如く直授相伝の旨を以て之を写し奉り授与せしむる事」なり云云。

吾々信者に授与賜わる御本尊は、血脈付法の法主上人が、戒壇の大御本尊を直授相伝の意を以て御書写奉り御下附なされるものであることはこの御説法に蔽として明示あつて、この制規を伝承護持するのが当宗のみである。御相伝書に曰く「不渡余行、不雜余事」と。

滅後七百年の今日より立返つてその沿革を見るに、弘安五年十月の相伝書御本尊七箇之相承に曰く「本尊書写の事一向に日興之を書写し奉る可きこと勿論なるのみ」(聖三八〇)

同十月の本因妙抄に曰く「本尊の大事は日蓮嫡々の座主の伝法なり、塔中相承一人の血脈なり」(同三五一)

右は共に日興上人への唯授一人の相伝である。

上代の興門派で貫主以外の僧で、模刻して御制戒に触れた者が五人位あつたが、その数は十体に充たない。もちろんこれらの者は血脈相承を有する正統の大石寺の僧ではなかつた。而もそれらは開山滅後五十七年にしてこの行為は止んでいる、傍系であつても取り扱ひの制戒を重んじたからであらう。(講録五〇三)

これに対し、日昭・日朗・日向門流の所謂身延派等の血脈相伝のない他山では、上代より乱作され今に至るも

止まるところを知らない有様である。然し乍らこれらのものは制戒を犯したものはあるが、もとより不相伝家の輩であり、一として正境となるものでは無いのである。正統正系の富士大石寺では古來他門の僧の破戒行為を「他山の石以て玉を攻むべし」(經詩)として、宗祖開山の御本尊取り扱ひについての制規を守るために六百年の今日迄鋭意努力を傾注精進をして來ていたのである。

興門派に於いても日尊上人は「本尊書写の事、付第一人之を書写し奉るべき由日興上人御遺誠なり」(宗二一四一八)と書留められ、

日有上人の門にあつて日教師は「本尊書写付法の導師は一人にて御座すべきなり…富士門跡には貫主一人より外は書き奉らず」(要二二八六)と、これは日有上人の化儀抄から拝しても窺える如く、時の貫主である日有上人の嚴誠を聴聞し文章に記したのであらう。

日主上人は「富士の他山は遺状をもつて相い伝え、大石寺は御本尊を以て遺状せられ候、是れ即ち別付屬唯授一人の意なり、大聖人より本門戒壇御本尊、興師より正應の御本尊法体御付属なり、是の如く御本尊の処肝要なり」(宝文)他門徒には教のみあつて根源の本尊がないのである。当宗は根源の大御本尊が在す故に唯一の正系であるのである。

その正系大石寺では血脈相伝の法主上人によって御本尊取り扱いの制規は厳守せられているのである。

日応上人も「富士門跡に於いては嫡々付法の導師一人に限りて本尊を書写し奉るべく事は興尊の遺誠なり」(法之道四六七)と強調されてをり。

日享上人も「曼茶羅書写、本尊授与の事は宗門第一の尊・敵の化儀なり……開山上人は曼茶羅轉授についても之を鄭重になし結び、導師は宗門未有の弘通者なれども自ら曼茶羅を書写せず、然るに余門流の僧侶不相伝の儘、みだりに曼茶羅を書き散らして、僭越の逆罪とも思わざるのみならず、無法無慙の甚しきもの、八大地獄は彼等のために門を開けり慎まざるべけんや……数百年宗門の真俗能く祖意を守りて苟くも授与せず書写せず、以て寛仁の化儀に馴るること無かりしは、実に宗門の幸福なりしなり」(富三十一一二)と、

又曰く「御真筆を形木に刻むということは恐れあることと云わねばならない」(全一四二六)

「堅樹日好が日興上人の曼茶羅を模刻して自己の信徒に頒布したことがあるのは、開山上人の御制規を犯していることは否定出来ない。近古に石山から堅筆の小幅を形木にしたのが出たことがあり? それがはたして事実ならば重大事件ではなかったろうか、願わくば伝持の人

はこれを返納して、たがいに清浄信に住したいものである」(日全四五四)と念達せられているのである。

上記諸文は宗祖・開山の御本尊取り扱いについての制規を直授相伝にあらせられる歴代上人が、現当に亘って宗義に微妙たりとも汚点の触れる事を畏れ念慮の御高説をされたものの一部であるが、この制戒を遵守する一貫した精神と行為は他宗他門には全く見られないところであり、このところが、末代に於いて当宗のみ大聖人の正義を護持する唯一の宗派と云える所以である。

近代に至って更に此の尊敵の化儀を明文化し、宗制宗規十四条には「法主は本尊を書写し授与す」と、又同二百四十九条では「法主の権限なくして本尊を書写した者は擯斥に処す」(取意)と厳規されているのである。

又御本尊御取り扱いについての申請手続、開眼入仏式等の細目については別に条文を設けて制規遵守の徹底をしているのである。

御入滅後昭和の今日に至る迄の取り扱いについての文献を粗見するに何れも僧侶の違法を誡めんがためのもので、在家信徒への誠はその例が見えないのは、万一にも制戒に触れる者があればそれは僧侶以外にないのであるという不文律が当流にあるからである。化儀化法等について一時的にでも異議をはさむ者が出来る事があって

も、根源の御本尊取り扱いについては傍系の如く制規を犯す僧俗があつてはならないのである。いつの世代にあつても邪魔低級な本尊乱立する宗教界の中に法主上人を中心に正系門流厳として富士にありという根源の厳戒を守護伝弘する堅固な姿勢を持続して行かなければならないのである。

（昭和五十三年十二月稿）人

（本稿はA大幹部より「最近御本尊の取り扱いの話があり備忘のために一文を草したものである」

